

A 2 3 8 - 9 地域連携認知症集中治療加算（退院時 1 回）	再入院初日に限り所定点数に加算する。	1,500点	（削除）
【削除】	<p>注 認知症に対する短期的かつ集中的な治療のため、他の保険医療機関の病棟（区分番号A 1 0 1に掲げる療養病棟入院基本料を算定する病棟に限る。）又は病床（区分番号A 1 0 9に掲げる有床診療所療養病床入院基本料を算定する病床に限る。）から転院してきた患者について必要な診療を行い、当該患者に係る診療情報を文書により提供した上で、当該転院の日から60日以内に当該他の保険医療機関の病棟又は病床に再び転院させた場合に、当該患者（第3節の特定入院料のうち、地域連携認知症集中治療加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、退院時に所定点数に加算する。</p>		
A 2 4 3 後発医薬品使用体制加算（入院初日）	<p>1 後発医薬品使用体制加算 1 35点 2 後発医薬品使用体制加算 2 28点</p>	35点 28点	<p>1 後発医薬品使用体制加算 1 42点 2 後発医薬品使用体制加算 2 35点 3 後発医薬品使用体制加算 3 28点</p>
【項目の見直し】			
A 2 4 4 病棟薬剤業務実施加算（週 1 回）	病棟薬剤業務実施加算（週 1 回）	100点	病棟薬剤業務実施加算
【項目の見直し】			

<p>【注の見直し】</p> <p>A 2 4 5 データ提出加算（入院中1回）</p> <p>【点数の見直し】</p>	<p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）のうち、病棟薬剤業務実施加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、週1回に限り所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して8週間を限度とする。</p> <p>1 データ提出加算 1 イ 200床以上の病院の場合 100点</p>	<p>1 病棟薬剤業務実施加算 1（週1回） 100点 2 病棟薬剤業務実施加算 2（1日につき） 80点</p> <p>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者について、薬剤師が病棟等において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施している場合に、当該患者（第1節の入院基本料（特別入院基本料等を除く。）及び第3節の特定入院料のうち、病棟薬剤業務実施加算 1 又は病棟薬剤業務実施加算 2 を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、病棟薬剤業務実施加算 1 にあつては週1回に限り、病棟薬剤業務実施加算 2 にあつては1日につき所定点数に加算する。この場合において、療養病棟入院基本料、精神病棟入院基本料又は特定機能病院入院基本料（精神病棟に限る。）を算定している患者については、入院した日から起算して8週間を限度とする。</p> <p>120点</p>
--	---	--